

# 災害時要援護者の

# 避難支援を

# 実施しています



近年、災害弱者に対する支援が大きな社会問題としてクローズアップされており、高齢者や障がいを持つ方などは、大規模な災害が起きたときに身を守るための防災行動をとることが困難なため、深刻な被害となる可能性が高くなるなど、地域と行政が一体となった取り組みが求められています。

根室市では、2月に策定した「災害時要援護者避難支援計画」に基づいて、災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の名簿を作成し、地域ぐるみで災害時要援護者の安全・安心を守る仕組みづくりを進めています。

根室市では地震・津波・風水害などの災害時に、避難に手助けが必要な方（災害時要援護者）の避難支援を迅速、的確に行うため「根室市災害時要援護者避難支援計画」を策定し、自力で避難できない方へ個別の避難計画を策定するなどの取り組みが進められています。

災害時に要援護者の方をすみやかに避難支援するためには、はじめに支援を必要としている方の情報を集めなければなりません。そのため避難に関わる情報を把握するため5月28日より順次、災害時要援護者の対象者の方へ「災害時要援護者登録申請書」を送付し、皆さんからの情報をもとに各地域の要援護者の名簿の作成、登録を行っています。この情報は、災害時に安否確認や避難支援などを行うため、町内会などの自主防災組織や民主委員児童委員協議会と共有します。突然やってくる災害に備えるため、災害時要援護者の対象で、支援の必要な方は、登録をお願いします。

また、地域の方は、日ごろから近隣住民とのコミュニケーションを図り、災害時に地域に住んでいる災害時要援護者のスムーズな避難支援ができるようお願いします。



# 「災害時要援護者避難支援制度」に登録を

## ■ 支援内容

### ① 災害時の支援

避難勧告などの災害情報の伝達や避難場所への誘導（付き添いや介助）、安否の確認、避難所での配慮（避難生活への手助けや相談対応）などを行います。

### ② 平常時の支援

日ごろからの声かけ、見守りなどにより災害が発生した時に備えた準備活動のほか、要支援者の方の身体状況などに応じた避難方法の相談などを行います。



## ■ 登録方法

地域などへの情報提供に同意される災害時要援護者の方は、「災害時要援護者登録申請書」に必要事項を記入のうえ、申請してください。

※この制度に登録しても災害時等の支援を必ず保障されるものではないことをご理解ください。

また、この制度は自助の意識や地域の助け合いにより、少しでも災害時の被害を減らすことを目的としています。災害時のみならず、日ごろから互いに助け合う地域づくりにご理解とご協力をお願いします。

## ■ 対象者

次の①～④のいずれかに該当する方のうち、災害時に手助けがなければ避難できない在宅の方で、家族などによる手助けを受けることができない方。

① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯。

② 要支援・要介護認定を受けている方。

③ 障がい者手帳の交付を受けている方（視覚・聴覚・下肢・体幹に障がいを持つ方）。

④ 療育手帳の交付を受けている方（A・Bの判定を受けている方）。

※上記の対象者に該当し、「災害時要援護者登録申請書」が届いていない方は、お問い合わせください。

**申込・問合せ先**  
**市役所介護福祉課** TEL (23) 6111番  
 要支援・要介護認定者の方 介護保険担当 内線 2116  
 障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方 福祉担当 内線 2173  
 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の方 高齢者福祉担当 内線 2174  
 その他の方 地域包括支援センター 内線 2181

